

農地区分問い合わせ票

問い合わせ者

問い合わせ日	年 月 日
氏名	
電話番号	
ファックス番号	

対象地 (一年以内に分合筆等をした土地は、登記簿表題部、地積測量図を送信願います。)

所在、地番	地積(m <sup>2</sup> )	登記地目 ※1	都市計画区域 ※2	農振農用地区域 ※3	上・下水道管、ガス管の沿道区域でかつ容易に便益を享受できる場合は選択 ※4	農業委員会の記入欄 (農地区分、回答担当者)
		畑田	市街化区域調整区域	区域内 区域外	上水道・下水道 都市ガス	
		畑田	市街化区域調整区域	区域内 区域外	上水道・下水道 都市ガス	
		畑田	市街化区域調整区域	区域内 区域外	上水道・下水道 都市ガス	
		畑田	市街化区域調整区域	区域内 区域外	上水道・下水道 都市ガス	
		畑田	市街化区域調整区域	区域内 区域外	上水道・下水道 都市ガス	

※1、2、3 及び 4 については、該当するものに○をつけてください。

転用事業について

転用事業者	土地の所有者 ・ 現在の土地の所有者以外の者
転用用途	

注1 農地区分の回答は、転用許可の可否を判断するものではありません。

注2 農業振興地域(農用地区域)については、農業委員会では回答できません。

町農業振興課へ問合せしてください。

注3 回答には、現地確認等も要することから、2週間程度の期間がかかりますのでご了承ください。

注4 一度に照会できる筆数は 20 筆までとします。21 筆以上お問い合わせがある場合は、お手数ですが、回答後に再度お問い合わせください。

参考

農地区分	営農条件、市街地化の状況	農地転用許可の方針
農用地区域内 農地	町(農業振興課)が定める農業振興地域整備計画における農用地	原則不許可 ※農業振興地域整備計画に指定された農業用施設等の場合は例外許可
甲種農地	市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(8年以内)等の特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 ※農業用施設等の場合は例外許可
第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地または、土地改良事業等の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 ※農業用施設、地域に居住する者の日常生活および業務上必要な施設、病院、診療所は例外許可
第2種農地	鉄道の駅が500m以内に存在する農地または、10ha未満の生産性の低い小集団の農地	原則不許可 ※農地以外の土地や第3種農地に立地困難な場合は例外許可
第3種農地	上下水道管、ガス管が2種以上使益を享受できる沿道であって、鉄道の駅が300m以内または、500m以内に公共施設が2以上存在する農地	許可
市街化区域内 農地	市街化区域内の農地 (生産緑地は除く)	要届出
非農地	農地法第2条第1項に規定される「農地」または、「採草放牧地」ではない土地	農地法に抵触しない土地

農地転用申請の申請書や添付書類等については、阿見町ホームページ内の農業委員会事務局の農地の転用許可申請のURLをご確認ください。

[http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/24-1-0-0-0\\_4.html](http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/24-1-0-0-0_4.html)